１６　外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言

我が国に在留する外国人は近年大きく増加しており、在留外国人数は約377万人（令和６年12月末時点）、外国人労働者数は約230万人（令和６年10月末時点）と、いずれも過去最高となっている。

平成元年の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）改正以降、東海地方を中心に在留資格「定住者」等の外国人が急増する中、日本語教育や生活支援、子どもの教育等の課題は外国人が集住する特定地域の問題とされ、その対応は受入れ自治体任せとなってきた。

国は外国人を「労働者」と見ているが、地方自治体から見れば日本人と同じ「生活者」であり「地域住民」である。

平成元年の入管法改正から30年以上が経過し、外国人が定住し始めた自治体では、外国人の高齢化に伴う介護・年金などの問題や、日本生まれ日本育ちの第２、第３世代の教育が課題となっている。

令和９年６月までに施行される「育成就労制度」では、就労者に一定の日本語能力水準が課されるが、その他の生活者としての課題は継続する。また、将来、特定技能制度に移行し、家族帯同が認められた際には、家族の日本語や教育の課題も起こりうる。

こうした外国人の生活に係る事項は、現在、定住化が進んでいる集住都市だけでなく、今後は全国的な大きな課題となることが明白である。

従前より、地方から国に対しては、外国人集住都市会議や多文化共生推進協議会といった自治体連携の枠組み等を使って声を届けてきたが、国が多文化共生施策に主体的・戦略的に取り組むための根幹となる基本法の策定や組織の設置には至っていない。

以上を踏まえ、全国知事会では、外国人の受入れと多文化共生社会の実現に国が責任を持って取り組むよう、強く要請する。

Ⅰ　育成就労制度について

地方における人材不足は深刻であり、今後、運用の詳細が検討される「育成就労制度」においては、国と地方の適切な役割分担のもと、全国各地域の実情に応じた制度設計と運用が求められることから、以下の事項を検討・実施すること。

１　全国各地域の実情を考慮した「受入対象分野」の設定をすること

○　育成就労制度の受入対象分野は、特定技能１号と原則一致するよう検討されているが、技能実習の作業職種から大きく減少することを危惧する声が多くの自治体から聞かれる。また、今後、現在対象外の産業でも外国人材へのニーズが増加することが想定される。そのため、国内の産業を支える人材の不足を踏まえ、現在対象外である産業分野についても継続的に追加を検討するなど、全国各地域の産業実情を反映したものとすること。

○　地域産業を支える中小企業が、真に必要とする外国人材を十分かつ円滑に受け入れることができるよう、国による産業分野の追加等の制度の運用手続きや事業者による実際の外国人材受入れ時の手続きについては地域や現場の要請を踏まえ、簡素化・迅速化すること。

○　現在の技能実習制度では対象作業が細分化されており、相互に当然に関連する作業を行うことができない場合がある。そのため、育成就労制度では対応職種間

の柔軟な取扱いが可能となるよう配慮すること。

２　地方における外国人労働者の確保につながるよう制度の適切な運用をすること

○　育成就労制度は、一定要件の下で外国人労働者の転籍を認めるものだが、人材が大都市圏等の特定の地域に集中するおそれがあることから、地方での外国人労働者の確保・定着につながるよう、地方に配慮した制度の運用を行うこと。

また、運用にあたっては、地方の労働需給の状況を踏まえるとともに、地方自治体や地方の事業者団体、中小事業者等の意向を聴取しつつ、国として責任をもって、事業者団体等へ制度の周知徹底を図ること。加えて、周知から施行までの間十分な準備期間を設け、周知に当たっては、事業者等に対して正確で分かりやすい説明に配慮すること。

さらに、外国人労働者の確保に向けた国外での募集等の活動や、外国人労働者と地域企業とのマッチング・キャリアアップ支援などの取組を支援すること。

Ⅱ 外国人の受入環境整備について

国、地方、民間が適切な役割分担に応じて受入環境の整備を進めていくには、事業者や地方自治体の枠を超えて対応すべき課題については、国が主体となって制度設計や運用を行うとともに、国として責任をもって財源措置等を行うべきである。このため、外国人の受入環境の整備について以下の取組を検討・実施すること。

１　「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に係る予算の確保と永続的な財政措置を講じること

○　地方自治体の多文化共生施策の必要額に不足が生じないよう十分な予算を確保し、永続的で十分な財政的支援を行うこと。

○　一元的相談窓口に関しては、令和７年度の「外国人受入環境整備交付金」の交付要綱が見直され、上限額の設定や対象経費が限定されたことにより、地方自治体では対応に苦慮している。また、日本語教育に関しては、「教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）」等は、申請額に対する国庫補助内定額が大幅に不足しており、事業の実施に支障をきたしている。これらの交付金・補助金は、必要人材の安定的な確保、継続的な事業の実施に影響を及ぼすことから、十分な財政措置を講じること。

○　育成就労制度等に基づく新たな外国人の受入環境の整備にあたっては、外国人労働者やその家族に対する日本語教育を始めとした支援の仕組みを国が整備するとともに、事業者の責務をより明確化し、その実施に必要な財政的支援等を講じること。

２　外国人の生活に係る諸課題を解消する具体的な措置を講じること

○　医療分野における高度な専門性を要する医療通訳や、日本語教育における多様なニーズに適応した対話型オンライン学習機会の提供など、国で一元的に整備することが求められる施策については、国が主体的に措置を講じること。

○　生活者として必要な全国一律に同じ内容を案内する制度等については、国において積極的に情報発信するとともに、サービスの提供にあたっての多言語化や、やさしい日本語化を推進すること。

Ⅲ 基本法の制定と司令塔となる組織の設置について

「育成就労制度への円滑な移行」と「外国人の受入環境整備」の提言を実現するためには、外国人の受入れ、多文化共生施策実施の根幹となる国としての戦略が求められることから、以下の取組を検討・実施すること。

１　多文化共生施策実施の根幹となる体系的・総合的な基本法を策定すること

○　国の責任において、外国人の受入れ及び多文化共生施策に取り組む必要があることから、新たな外国人の受入れに関する基本戦略を取りまとめるとともに、国及び地方自治体の多文化共生施策実施の根幹となる体系的・総合的な基本法を策定すること。

２　多文化共生施策実施の司令塔となる組織を設置すること

○　国では「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等により、各省庁が取り組むべき多文化共生施策を示しているが、これらの施策が各省庁で統一的に着実に実行されるよう、出入国在留管理庁とは別に、多文化共生施策実施の司令塔となる組織を設置すること。

　そのために、外国人の受入れ及び多文化共生施策全体の基本的な考え方を示し、国民の合意を得るためにも、まずは省庁横断的なワーキンググループを関係閣僚会議内に設置する等、検討体制の整備を早急に行い、明確なスケジュールを示した上で検討を進めること。